

## 三浦市障害者福祉事業推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県各市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（障害者地域生活サポート事業分）（令和4年4月1日施行。以下「県サポート事業実施要領」という。）及び同要領（障害者グループホーム運営事業分）（平成31年4月1日施行。以下「県グループホーム運営事業実施要領」という。）に基づき実施する、三浦市障害者福祉事業推進事業（以下「障害者福祉事業推進事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 障害者福祉事業推進事業の実施主体は、三浦市とする。

2 市長は、障害者福祉事業推進事業を適切に実施できると神奈川県障害サービス課長が認めた社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等（以下「事業者」という。）に事業を行わせることができる。

(事業の内容)

第3条 障害者福祉事業推進事業は、県サポート事業実施要領及び県グループホーム運営事業実施要領（以下「県要領」という。）に規定する事業のうち、次に掲げるものとする。

(1) 障害者地域生活サポート事業

ア 地域生活移行促進事業

(ア) グループホーム等地域生活移行推進事業

イ 在宅支援事業

(ア) 単独型短期入所促進事業

(イ) 短期入所利用促進事業

ウ 地域社会参加支援事業

(ア) 地域交流等支援事業

(イ) 地域防災拠点事業

エ 地域生活個別支援事業

(ア) 特別援護支援事業

(イ) 重度重複障害者個別支援事業

(ウ) 行動障害者支援事業

(エ) 医療的ケア支援事業

(2) 障害者グループホーム運営事業

ア 設置費

(ア) 設置費（新規・改修）

(イ) 設置費（初度調弁）

イ 運営費

(ア) 基本分

(イ) 初期受入支援加算

ウ 個別支援費

(ア) 特別援護支援費

(イ) 重度重複障害者個別支援費

(ウ) 行動障害者支援費

(エ) 医療的ケア支援費

エ 体制整備促進費

(ア) 常勤支援員配置促進費

(費用の支弁等)

第4条 前条を実施する際に県要領に規定する事業実施届を市に提出した事業者は、当該事業に要する費用を請求するときは、県要領に規定する事業実施状況届を市長に提出するものとする。

2 前項の請求は、神奈川県が定める市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領（平成31年4月1日施行）別表に定める額により、事業が完了した後に市長に行うものとする。

3 市長は、事業者から事業に要した費用の請求があったときは、審査の上、適正であると認めるときは、直接事業者に支払うものとする。ただし、前条第1号ア、イ、エ、オ、同条第2号イ、ウ及びエの事業の経費については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会を通して支払うことができる。

(帳簿等の整備、報告等)

第5条 事業者は、障害者福祉事業推進事業の利用者名簿、記録及び経理に関する帳簿等を備え付け、整備士、当該事業完了年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

2 事業者は、障害者福祉事業推進事業の実施中に事故が発生したときは、速やかに適切な措置を講じ、市長に報告しなければならない。

(費用の返還等)

第6条 市長は、過誤による報告もしくは請求又は偽りその他の不正行為により支払を受けた者があるときは、その者からすでに支給した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日より施行する。